

熊本大学法学会発行

熊本法学 第六十八号（一九九一年六月）抜刷

Nocivus Terraे の概念について（11）
——十一二世紀の立法例から——

若曾根
健治

Nocivus Terrae の概念について（二）

—十一世紀の立法例から—

若曾根
健治

- 四 次
- 一 はじめに
 - 二 nocivus terrae と denunciare
 - 三 ラハト詩和令における infunim (以上、本誌六六)
 - 四 Liber Extern における infunim
 - 五 Liber Constitutionum Regni Sicilie における infunia (以上、二八まで本誌)
 - 六 むかひ

四

十九 G. May の指摘によれば、Infamie ⁽¹⁾ がカノン訴訟法と密接に結びついたのは、すドニ古く、九世紀中葉のいわゆる Pseudoisidorische Fälschungen 以来のことであつた。この偽文書集の一役やあり中心をなすものに、クレメンス一世 (ca. 88-97) カ・グレゴリウス九世 (715-731) に剰る教皇文書の集成、いわゆる Pseudoisidorische Dekretalen ⁽²⁾ があつた。後代 Decretum Gratiani 中の訴訟に関する諸カノンの中 ⁽³⁾ に、Infamie ⁽⁴⁾ が大きな役割を果たしている、いわした教皇文書もまた数多く見いだされ、偽文書集によって始めて、以後 infamia ⁽⁵⁾ が教会法にとって真に内在的なものとなつたといわれる。ともかく、中世に広く流布するといつては、Dekretalen 中の一つを紹介すれば、クレメンス一世のものと称される諸司教あての書簡 (西暦九一年) には次のよつた文句が存する。『なぜならば、キリストの使者として、貴方たちが果たすのは人民を教化する』ことであり、これは反対にかれらがなすのは、神に対してものように貴方たちに対し服従する』ことである。しかし、エドワードの presbiteri ⁽⁶⁾ 及 diaconi ⁽⁷⁾ 及 subdiaconi ⁽⁸⁾ その他すべての聖職者、そして身分の高下を問わずすべての principes ⁽⁹⁾ や、ひど残りの populi ⁽¹⁰⁾ 及 tribus ⁽¹¹⁾ 及 lingue ⁽¹²⁾ が、貴方たち司教に服従しないならば、かれらは、名譽を失つたむ (infames) みなみのみならず、神の國や信徒の団体から追放されたる (extortores) ⁽¹³⁾ となり聖なる神の教会の門から遠ざけられたるとなるであろう』と。ただ本節は、カノン法における infamia の初期史、発展史を取り扱つといつてはしないのじ、『これは、やしあたつて以上を前置くのみに止めにねり。

二〇 エドワード本節以てでは、十一—十三世紀カノン法、なんぞく、グレゴリウス九世がボローニャの

doctor decretorum ピュンブルガスナーダー Rainund von Penaforte (1175/80-1275) やペペイハから呼び奢や、一一〇〇〇出来難難にねた、むせたこね多々 Liber decretalium extra Decretum vagantium > 諸法の Liber Extra (一一〇〇年) に記
こだわれる諸カノハにねかへ infamia の問題を取り上げる。その縦じて、前節三後段で述べた、有罪判決として
G infamia の判決、(Ginfamis) (該端を果した者らの格目を押されり) は証する事例の紹介から始めて、あたい。
その上前題「ド羅サ」、「ドロセニテ」 Decretates に收められるに到りた異端関係文書にむかひ、やがて「た infamis
の例が見られる。あるフヨーネニコル世のカロナ教皇は議における公讐を契機に発せられ、始め Probst Bernhard
Balbi von Pavia Ginfamia Compilatio prima (1187/91) に収録された——ハ四年十一月四日教皇ルキウスII由
の勅令『滅ぼすたぬ』 Ad abolendam ^(註) は左の通り述べる。『余は異端者の援護者 (fautores haereticorum) をぞしむ、
あたかも、永久の不名誉により有罪の判決を下されたる者 (perpetua infamia condemnatos)』 [詔書、法廷における]
弁護や証言〔の活動〕 および他のあらゆる公職から追はれられたる者と決定する (X.V. 7. 9)。あた、教皇位を『ペ
テロの後継者モレイヒ・キリストの代理人 (successores Petri et vicarii Jesu Christi)』 と位置づけ——かのグレ
カリウス七世である『ペトロの代理人』と称する) ひど満足して、徹底して教皇権の高揚をはかったインノケ
ンティウスII世の、——十九年(一〇五〇年)五月教皇領都市 Viterbo の聖職者、役人および市民にあてた書簡『老弱に向
かう者』 Vergentis in senum も亘るく次のよう記してゐる。『余は余の兄弟たちの共通の助言、さうじローマ教
皇座に居合わせた大司教や司教、の同意を以てて次のことわざを厳しく禁止する。何よりもおれのよきにしてであれ、異
端者を匿す (recepere) もろこは弁護 (defensare)、あたはおもなまへどあれ彼の [異端者] に好意をよせ (faverre) あ
るこは皆依存する (credere)」 れである。かく、この教令によつて公の「事」を固く定める。何よりもかがいの
あることはね、彼が一度あるこは一度注意を取け、[にもかかわらず] やがてはお彼の傲慢さを差し控えぬ、

説

とを考へないならば法律上当然に不名誉となり (*ipso iure sit factus infamis*) 「われによひて」 都市の公職または参事会員に就くりしむある者をそのよつたの「誓」に選出するべし」と [法廷] 証言をねだらしと許されない。論
続けて *Ad abolendam* には未だなかた文書で述べ⁸⁰。《や・う・は・る・じ・の・ハ・シ・レ》 証言能力がなくなつた者は遺産の相
続にわあせかりえなし (sit etiam intestabilis, nec ad hereditatis successionem accedat) む (X.V. 7, 10)⁽⁸¹⁾ 一一一五年
十一月二十九日第四ラテラノ公會議の全体会議で公布された長文の決議 第三條は八箇条にわけられ X.V. 7, 13 に取め
られたが、その中で次のように「うのは大抵へく *Vargentis* に由来していふ。曰く、《異端者の帰依者 (credentes haereti-
corum) わらに異端者の隠匿者 (receptores) 幷護惣 (defensores) わらの後援者 (fautores) は破門に服するものと決
定す。⁸² そして、次のように固く定める。いのちの者のかが破門の有罪判決を蒙った後、一年間にうちに罪
を償つゝとを輕んずるなれば (si satisfacere contempserit infra annum) 彼はそのとあかく法律上当然に不名誉となり、
公職または参事会員に就く。いわゆる者をそのよつたのより選出するべし」とも、証言をねだらしとも許されない。わ
はに「いうして」 証言能力のなくなつた者は、遺言を自由に作成する権利を有せず遺産の相続にわあせかりえなし (X.V. 7, 13, § 5)⁹ 最後に、みずからを《神の僕の僕 (Gregorius episcopus servus servorum dei)》 と称したグレゴリ
ウス九世がローマ帝中の大司教や諸侯にたゞし発した書簡の一〇、一一一一年六月二五日トリーア大司教とその属
司教たちに向けた書簡の中に異端に関わる二つの文書を載せ、大司教の都市・教区においてこれら周知徹底をはか
るよう指示した。⁽⁸³⁾ それは、冒頭部分のみが X.V. 7, 15 に収録されたグレゴリウス自身の *nova statuta* む、元老院議員
Annibaldo がローマ市民の名によつて布告した *constitutiones* であったが、いのうち前者は以降のように述べ前記ラ
テラノ公會議決議を繰り返してくる。彼ら[異端者の]帰依者は「その」罪につけては異端者と同様たるものと決定する。
異端者の隠匿者、弁護者、後援者は破門の判決に服するものと決定する。そして、次のように固く定める。彼らの何

ひとわらし破門に宣せられた以後、からになおむじうした傲慢さから覚めるよう気を配るといふことをせぬときは法律上当然に不名誉となり……」云々と。ただ、この *nova statuta* では上掲の他の例とは違つて、「帰依者」は異端者と同等者と見なされ、帰依者と「隠匿者」以下の支援者とが制裁・処遇の上ではっきり区別されているのが注二である。⁽³⁾

これはともかく、これの體例で注目すべきは、《Inflamus》の有罪判決を受ける者として共通にあげられているのが異端者そのものじょうよりば、むしろその支援者の方であったことである。支援者の断罪についてはすでに教皇アレクサンデル二世（1159—1181）のむと一一七九年三月の第三回テラノ公会議の決議第一七條（=X.V. 7, 8）が《彼ら [異端者 Cathari & Publicani & Pataren] やよび彼らの弁護者および隠匿者は破門に服せしめるも」と裁決する（eos, et defensores et receptatores eorum anathematis decernimus subiacere）と書いていた。支援者についてもその財産の没収を禁めて居たのを、Waldensian にたいするアラン王アルフォンス一世の一九四年の法である。すなわち曰く、《Valdenses & Zapatati……など……衆に受け入れるという罪を犯す者は、全能の神、並びに朕の本意に反することになれば（indignationem incurrisse）のを知るべし。そして、彼らの財産は没収され、「[れにつけ] 裁判に訴えても救済されべず、おたかも反逆罪のいへん處罰され（bonis que suis absque appellationis remedio confiscandis, se tanquam reum lese maiestatis puniendum）」⁽⁴⁾。○・ハーゲネーターによれば、この異端法規の作成には教皇庁の助力があつた。⁽⁵⁾ ともかく、このように諸法において、異端の支援者に注意が向けられていたのには理由があつた。その点に関してはつとに、とりわけ南フランス、それも「いわゆるアルビ・カルカソンヌ・トゥールーズ三角、ないしこれにフォアを加えてやむの四辺形」地域に濃密に展開するカタリ派（一六七年五月サン・フェリクス・・ム・ローラゲュ】異端会議において同派の教団が組織される）について、「社会的、政治的に重要なのは、異端者そのものよりも、むしろ帰依者、支持

説者であった。少なくとも、乱入してくる「アルビジョア」十字軍を迎えたのは帰依者たる領主や市民であったこと、そしてこうした「帮助者の層の深さ」はほの広さこそ異端拡大の要件であり、また南フランス独特の現象」を形成したと云ふことが指摘されてきていく。⁽¹⁾このように「異端が積極的に、むしろ執拗に活動を持続できたのは、いうまでもなく根強い支持層」⁽²⁾があつたとすれば、異端対策者の関心が、いかにして異端支援者を正統教会のもとに連れ戻すかにあつたかはよく理解できる。四つの文書が右述に「う趣旨もまた、とくにそのことに關わっていたといえよう。ただとくにインノケンティウスの異端対策は、ルキウス三世におけるそれと比べてさわめて特徴のあるものだつたといわれている。すなわち、インノケンティウスは、「異端問題における司牧者の責任を重視し、異端対策と教会改革とを一体のものと考へた」⁽³⁾こと、つまり「キリストの羊」を異端の被害から守り、迷える羊を、それが教会に歸順する可能性のある限り、教会に呼戻す」といつ「當時としては異例なほどの宥和、寛容」の政策を示していたことである。

――この関連で、また「司牧者の責任」を重視するインノケンティウスの文書⁽⁴⁾として注目されるのは、一九九年五月五日サンス大司教 Michel von Corbeil にあてた書簡『余の心配のへぬド』⁽⁵⁾ Inter sollicitudines nostrasである。そして、この書簡が同時に、次に本節の主題たるグレガリアーナにおける infamia の概念の問題に移る橋渡しの役割を果たすのである。そこには曰く、『思えて貴兄は、彼 [司祭 Bernhard von Nevers] におよぶに嚴命すべきである。かの [Charité-sur-Loire の] 村および他の周辺の村々において、彼が公教の信仰を告白し賛美する」と、そして異端の邪悪に打ち勝ちそれを逃避する「ひき」。次に、彼が、彼の生活を良きねしないによって整えることや悪評がよき評判に変わら (vitam suam bonis operibus, ut infamia convertatur in bonum famum)、もしかね不品行と嫌疑とが公教徒たちの意図から拭い取られるようになら

deleatur)」^{レーベル} (X.V, 34.10)^o。したがって、《懲罰が良き評判に変わる》も「おこなじ」を正すぐしとするにせよ、「教會に厥る可能性のある者に教会の町内や大きく離く」教皇の寛容的政策が表明されていようか。されにせよ、「生徒を貶めね」ないによつて整える》か否かと云ふ上、《bona fama》あることは《infamia》の概念といかに勝て離れた如いていたかが、それには明瞭に読みとれやう。結論的に云ふれば、本節のテーマせいぜい、たゞこの確定にあるのだが、わづかゝの辺りを探つて行きたま。

さて、いのうだ《infamia》とか《bona fama》とかは、実は十一——十三世紀の時代に大きく発展していったが、その刑事裁判、もしくはのうな懲罰手続を形成する一つの重要な要素であつた。「ばらぬて組織的な異端者搜査」とそれに伴つ異端審問所の設置のものがかけ」となつた、司教による異端審問(inquisitio episcopalis)を提起したくAd abolendam^(三)において、教皇ルキウスは「アラムの審問手続」(iustitia inquisitorum)にて述べてゐる。《ふかなる大司教、あるいは同教もみずから、または他の聖職者監助祭、あるいは他の品行正しく有能なる者たちを通して、異端者が居住してゐるところの裁判【即ち換えれば、懲罰】の存する四〇の教区を年に一度あるごとに一度巡回するべし(bis vel semel in anno propriam parochiam, in qua fama fuerit haereticos habitare, circumeat)。そして「巡回者は」その土地で、川谷あるこそそぞろ上の数の巡視員に立つて離れるならば、近隣住民すべてに対して次のことを宣讀するべし、すなわち、ゆき回びとがその地で、異端者または他の、秘密の集会に赴く者(cocculta conventicula celebrantes)、あるいは生徒および習慣のつてで信徒共通の文際から離脱してくる者(a communi conversatione fidelium vita et moribus dissidentes)を知つたと云せ、それらの者〔の外〕を司教あるいは同教座聖輔助祭に通知するものに於けるいふんぢあね(X.V, 7, 9)^o。したがつて《生徒および習慣のつてで信徒共通の文際から離脱してくる者》といわれてゐるのこゝらわけ注意を払ひたま。トロール大司教おての文書(既述)一一一一年六月一五

田)中に掲げられたグンカーラウス九世の nova statuta が「もやもやした」文言が繰り返された。「これがく Ad abolendum」の勅葉に現るのは疑いがない。統計的 nova statuta は述べて、「異端者などもやした者を取ったが」彼は、それが他の者を彼の聴罪師あるいは他の者——「他の者を通して」[もやした者の存在が]彼の高級聖職者の知るといふことない」といふと——「に開拓するもやした者を取る」。もやしたが「もやした者」、彼は破門の判決につきあたるべし。」⁽¹⁾ いわば、異端者や、もやした者の生活離脱者などを知りえたにもかかわらずそれをあえて告げない者、こうしてた意味でいわば「不作為者」はすでにものゝもやし、異端の積極的な「支援者」も見なれたりしがわかる。⁽²⁾ これはもやねも、以下では、右にこころよみうな生活離脱者の問題と密接に関係するので、*<Ad abolendam>* がわれてくる審問手続⁽³⁾ もしつさせその発展形態について、やせら回じようじその中で審問手続を語ってから、先の一九九九年五月の書簡へ *solicitudines nostras* を中心に、やや少し具体的に見ておき。

この書簡によつ審問手続 (Inquisition) とは、北フランスでの異端運動の「中心地」として、また審問官 Robert le Bougre (彼自身、過去に異端者だったもやれたもの) の活動——しかも、ファンティックと評されてくるもやつた——との関連でも諸研究によつてついに知られてこ。⁽⁴⁾ Charité-sur-Loire (diocese d'Auxerre だりあーた) の村はおいで、一九八六年に起きた Bernhard von Nevers が「もやね聖職者に対する裁判を指して」⁽⁵⁾ 、この裁判の発端の模様は概略左の「」もくじね。⁽⁶⁾ «Auxerre & Nevers & Meaux の同教だらの問題」 費兄 [=サンヌ大司教] は、即ち [Charité-sur-Loire] 村の住民を一いの場所へ集合させ、その場所で、異端者といふの教義とにかく入念なる審問をおこなつた。〔その結果〕異端の邪魔に闇して公然と悪説を立てられたる者たる」とが貴兄によつて見じだされた他の者たちの中に交つて (inter alios, quos super haeretica pravitate reperisti publice infamatos) Nevers の司教座聖堂参事会首席司祭 [たる Bernhard] が罪を負いたる者もやいふと貴兄は「住民の」一致した意見にしたがつて (communi opinione) 知り、

そして彼 [Bernhard] の中にあるいは彼を通して、カトリック教徒の考え方にして穢やかないわゆる不品行が存する」と (non modicum fuisse scandalum catholicorum animis) を明かにした》 (X.V. 34.10)⁽⁵⁾。書簡中の文面をして語らしめた、当該司教区における裁判の模様は、いつであったが、高級聖職者が対象となつたといふとも手伝つてか、当人を断罪するにせよ雪免手続に付するにせよ、異端容疑につき疑義が払拭されえず、ために結局事件は関係管轄の大司教並びに司教の手を離れて、教皇の決定に委ねられた。

ところで、教皇はさきにサンス大司教の面前でおこなわれた裁判について右書簡中に次のように書いていた。《教会の法は、」⁽⁶⁾ うした「被疑」者たちに対しては、彼らがカノン法上の雪免証明 (purgatio canonica) を果たすまでは、職務 (officium) を停止せらる」といを教えている。しかし貴兄 [サンス大司教] が、やうに加えて、罪の重大さのゆえに彼 [Bernhard] を聖職縁からむ遠ざけだすことにして、余が不賛成の意を表しようとするわけではない。さうに、余は次のことも不賛成ではない。すなわち、彼に対する正規の告訴人が現われてはいないといふのも、しかし貴兄が貴兄の職務から (ex officio)、公然たる評判が告げるといふによじ (fama publica defrente) も、十全に真実を調査しよう (plenius inquirere veritatem) と欲したいとも、いれである》 (X.V. 34.10)⁽⁷⁾。この教皇の考えはおそらくであつた。雪免証明に入るまでは被疑者に *officium* の遂行を停止させた大司教の措置はカノン法に基づいている。しかし、正規の告訴人が居ないうした事件についてサンス大司教が被疑事実を調査させたことはカノン法に合わない、ただ、うした當大司教の措置については非を問うといふとはしない、といふものである。全体にいわゆる含み声の調子である。では最終的にインノケンティウスの決定はどのようであつたか。書簡は、う。《世に知られた悪評 (vulgata infamia)・重大な不品行 (grave scandalum)・聖人の陳述から明らかとなつた強固な嫌疑 (vehementis suspicio) [の]」⁽⁸⁾ ぜ、それぞれがかの司教座聖堂参事会首席司祭に対し提起されてゐる」とは明ら

説
かなるもの、それらのどれによつても彼には雪免証明が課されつるものである」とに氣つき、かつ正義の維持と苟
酷なる緩和をもあわし、余はローマ教皇座に居たわせた余の兄弟たる大司教、司教などの同意をえて、彼に彼の「も
論のと同」品級の【宣誓補助】者十四人の手による雪免証明を課すものとの判決をしておるとのと考えた (purgationem
ei quartae decimae manus sui ordinis duximus indicendum)』(X.V. 34.10)。必要とされる宣誓補助者の具体的な数は状
況に応じて裁判官が決定する。」の場合、状況とは、上記に「うよつた『infamia』の公知性とか『scandalum』の重
大性とか『suspicio』の強固性とかの加減の判断に拘わるのであるが、」の判断もまた裁判官の裁量に委ねられる
ところのが purgatio における法であった。

――――か、れば、異端運動の鎮圧という焦眉の急にあっても異端裁判についての教皇の慎重な姿勢がうかがえる。
すなわち、異端の被疑者に対して向けられていたのが「うよつた『infamia』・『scandalum』・『suspicio』」——これがい
かに世に聞こえたものであれ——という、被疑者の生活方法をめぐって表明されていた住民の『一致した意見』であ
るとき、それに基づいて開始される手続については従来より守られるべき法が存した。」のことに、教皇はとくに注
意を喚起しようとするものである。^(註)

ではその法とは何であったか。それに関しては、インノケンティウスの一九九年五月十一日の司教 Martin von
Osimo あて書簡へ「^(註)Tua nos duxit」が良く示してくれていよつ。しかも、「」には、「うよつた、いわば infamia に基
づく手続 (Infrimationsprozess) が正規の手続、ならびに notorium による手続との関係で述べられてゐる。」され
か長文にわたるが左のとく。『貴兄は余に次のことを相談してきた。公然と娼婦を抱えている聖職者が貴兄
から訪問を受けたものの娼婦を抱えてゐることを否定するとき、また彼らにたいして適格の告訴人 (legitimus accusa-
tor) がないとき、彼らがそこに混じつて生活していると詔められる、その当の良き人々の証言 (testimonio bonorum

viorum, inter quos vivere dignoscuntur) は借用してよしやあぬつか、と。やうやく余は貴兄の相談に以下の如く述べ
 90° エレ彼の犯罪が出来た notorium と呼ばれる程でないほんの然なものが、*si crimen eorum ita publicum
 est, ut merito debeat appellari notorium*。これが事件では、そのような種類の犯罪はいかなる逃げ口上によつて
 エ隠されやなら (huiusmodi crimen nulla possit transversatione celari) から、証人 (testis) も生證人も必要ではない。
 これに対し、公然たるいとが明白 (evidentia) からでなく風説 (fama) からくるときは、いつした事件において
 ては彼らを有罪にするには [風説といふ] ただ一つの証言 (sola testimonio) では充分ではない。けだし、裁判は〔や
 ような風説といふ〕証言 (testimonio) ではなく、証人 (testis) によつてなされねばならないからである。しかる
 し、聖職者むらへじて世間に疑惑がもたれ、いかに不品行が生じ *talis habeatur suspicio, ut ex ea scandalum
 generetur in populo* せんの事か、むつて彼らにたよして告訴人 (accusator) が現れえないとも、彼には [風説といふ]
 カノン的書院詮明 (canonica purgatio) が課せられる。彼がこれを提示しならじまゝ、むづくは提示せられぬ
 の [書院詮明] につけて彼の [G論語] が不充分なるときは貴兄は、彼らをカノン的懲罰にゆく (canonica animad-
 versione) 处置するべきである (X. III. 2, 8)。

書簡から Infamationsprozess に関する從来の法が浮かびあがつてくる。告訴人がおらず、しかし *fama*、即い換
 えれば infamia——前記書簡では、注記しておいたよつて『*論語*』に記されていたもの。P. Fournier は「或人々」
 の意見としてあらわれた風説を悪評 diffamatio と呼ぶ——があるときは、fama を蒙つて居る者は、かれによつては有
 罪とはされやう、彼が infamia を否定するもむきを重視宣誓を課される。これはインノケンティウス三世のある別の
 書簡 (X.V. 1, 23) にも明瞭に述べられてゐる所である。のみならず、それがすドリ、Kardinal Lothar von Segni
 が一九八八年一月八日教皇として就任する以前からの法であつたことはアレクサンドル三世の書簡 *< Nos inter alios >*

説 からむかる。すなはち Gienon の同教が、《同教は教区民に、公然たる評判が彼〔教区民〕を訴えてくるにあつて (publica fama cum accusante)、聖職証明をなすよりに強じやるる (ad purgationem cogere) がやめなか》と質問して来たのに、論 聖皇は次の「」とへ始めてござる。《わ》告説人や証人たちはいないが、何つかの犯罪に關して彼〔教区民〕が公然たる評判を蒙つてゐる (publicum laborem infamia) もれば、彼は同教によつて聖職宣誓を強要されねばならない》 (X.V. 34. 6) とアレクサンデルのある「書簡によれば、」のような場合、宣誓は五もしくは六名の補助者を伴つて (X.V. 13 : «cum quinta vel sexta manu sui ordinis») なされねばならなかつた。といふが、インノケンティウスの時代には「トベリヌス教會分裂案」(2) すなはち、「」のやへど、《infamia publica》は存するが告訴人があつわれないとあ、ただ從来のよつてに purgatio だけではなくて、後述するよつて inquisitio の起り立つて到つたのである。そして「」のような場合に、実際にこずれの手続を選択するかは、裁判官の裁量に依存した。purgatio canonica の制度は残したまま、新機軸の手続が登場するのである。(2)

二回 Infamationsprozess の法は以上であつたが、これと幾らか関連あるのや、書簡く Tua nos duxit に述べられ

ていた他の「裁判手続について少し考察を加えておひへ。まぢ、正規の手続が起らるには告訴人がおり証人が存する必要があつた。」うした要件の彈劾手續がカノン法上の唯一正規の手續であつた」とが當時一般に強く意識されていいた例として、インノケンティウス三世⁽³⁾が一九八八年九月二一日、聖職売買の疑いのあつたミラノ大司教にあてた書簡く Ut nostrum prodeat にあるものが参考になる。これによれば、教皇が教皇使節に、ミラノ大司教について inquisitio をなすよう命じたのにたいし、大司教は次のような場合に苦情を申し立てている。《何ひとも告訴人がいなくては有罪の宣告を喰らふべきでなし (nullus debet sine accusatore damnari) から、そのよつた [聖職売買被疑] 事件に關して正規の裁判におひて (in forma iudicii) なわれるべきいかなる」との存在しないのであり、さらに「告訴人が

「いよいよおこなわれた」証人の証言はわたしに「てて損害をもたらしえないのやめやめ」(X.III,12)。P. Fournier は、インノケンティウスが刑事手続法に重要な改革、つまり職権的手続 (procedure d'office) の導入をはかった最初の明瞭な形跡を示すものとしている。書簡をあげ、その上で、職権的手続とは、裁判官が直接被疑者を相手に (contradic^(註)ire avec le prevenu) 行なう尋問 (enquête) を意味しこれが一般に inquisitio と呼ばれるものと述べている。インノケンティウスは同書簡で「した inquisitio の正規性の根拠を示せ」としている。「朕は、全き権力からではなくてむしる職務上の義務から、下属者 [ソロモン、高位聖職者] の逸脱を矯正するため (ad correctionem)、眞実を調査し (inquirere veritatem) べつべつ、やつせねばならぬ」(X.III,12)^(註)。inquisitio がおこなわれるのは《全き権利から (ex plenitude potestatis)》ではなく《職務上の義務から (ex officii debito)》であるといわれてゐるといふに注目しなければならない。inquisitio の導入は、当該教皇個人のいわば非常の大権といつたものに基づくのではなく、紀律の監督者たる教皇の通常の職務に由来するのであら、この意味では、少なくとも教皇自身の意識においては新しい手続の創造とは見なされていなかつた。いづれにしても、この正規の職務たる inquisitio 開設の正当性が求められていたことは間違ひない。

ついでに、犯罪について《notorium》が存するときは告訴人は要せず、手続は職権的手続によつてやまぬべり」とがやき証人はおろかいかなる証明手続も、そして裁判手続そのものが不要であった——この点については C. 2, Q. 1, dictum p. c. 14 におけるアントニオ・クラーティアースが「この同教で教会博士 Ambrosius (339-397) の権威に引くべし、^(註) *«ceterum que [criminal] manifesta sunt iudicarium ordinem non requirunt»* と記してあるのを参照——。つまり、notorium もののみにててに断罪が可能であった。ソリド次の一つを指摘しておけ。a) カノン法上 notorium 概念はそれ自体長い歴史を有したが、さしあたつソロモンの infamia 概念との相違が問題となる。インノケンティ

説 ウスの前記書簡へ「*Tua nos duxit*」が「*nos*」*publicum* たるいは *infamia* と *notorium* による共通して二つ。他方 *infamia* と *notorium* とは証明手続における意義が違つて二つとも書簡から明らかである。実は「のちまで論に、トレクサントルニ主の「書簡において證據されていた（X.V. 3. 13; «...crimen non est publicum et notorium, si publica laborant infamia...»）が、それが並列して「眞」とおなづか恒和せ混同されたことだ。しかし、イノベンティウスの「*Tua nos duxit*」による「*notorium*」の證據法上の地位が明瞭に区別されるに至つた。少なくともこの教皇書簡以後をつした混同が全くなくなつたわけではないか。

(2) 帝国法上 *notorium* 概念が古く一八六年十一月十九日フリードリッヒ一世の平和令「Constitutio contra incendiarios」c. 13 なり、「カヘン法における全く同様の概念」が見いだされる。放火者が捕えられ、裁判官の面前において放火を犯せし人物を認めた時は、その犯行が断然ラントを理所で明正 (notorium per provinciam) といふでなければ、裁判官は七人の有能なる証人による (cum VII idoneis testibus) 彼を断罪しつる。したがつて彼「放火犯」は斬首に処せられる。しかるに犯行が *notorium* たるにあれば「斷罪」証明は必要ではなく (nullius requirendum est testimonium)。彼は直ちに首を刎ねられる。H. Holzhauer によれば、放火者は現行犯行の有無にかかわらず身柄を拘束されうるむのいわれて二つ。小アルトカルルの「四体」新しい注釈すぐも手続が問題となるところであるが、これはともかく、事実の公然性・周知性として *Notorietat* の概念がラント平和令で最初に知られるのは同じフリードリッヒ・バルバラの一五一年の帝国平和令の中である。曰く、「平和が決定されて以後、もし、何ひとかが人を殺害せしめば、生命刑の判決を取へべし。ただし、彼〔殺害者〕が自己の生命を奪つたためにその都を殺害せしめば、そのかわりではなし (nisi per duellum hoc probare possi, quod vitam suam defendendo illum occiderit)」。これに対して、彼が余儀なくせねばならぬ、即ち好んで (non

necessario sed voluntate) かの者を殺害せし」) が、すぐれた人々に公然たる (omnibus manifestum) ときは、彼は決闘によじて他のいかなる方法によつても雪冤をなしえず、生命刑の判決を下された (c. 1)。文書から推して、この規定が念頭に置いているのは、殺害者が殺害そのものは否定せず、正当防衛によつてが、みずから謀つてなのかなう殺害の態様を争う事例のようであるが、むしろうとすれば Notoriellus も殺害自体ではなく殺害の態様をめぐるむのとなりう。もちろん、殺害の公然性は争われうる」)。このときは《良き人々の証言》によつて立証されねばならぬくなる。この場合立証の対象となるのは、いづまやむなく、公然なりとして主張されてくる殺害事実の方ではなく、当該事実の公然性そのものであった。いすれにせよ《infamia》とは意して《notorium》の概念は、ラント平和令には相当早々に見いだされていたことにならう。W・トゥルーゼンは「一五一年平和令の notorium について、「カノン法に由来すると思われる」と書いている。

「五 ハイエド、一一九年五月五日の書簡《Inter sollicitudines nostras》には『公然たる詐判が生けるといひによう』と云つて、その注目すべき言葉が述べられて、いたのを明じ出して戴きたい。すでにアレクサンデル三世の右述書簡へ Nos inter alios にわづて明快に『公然たる風評が彼を生訴するとき』と記されたので、この関連で付け加えておいてよい。ハサした文書と回道の上は、一一九年十一月十日 G Dekretale《Licet Heli summus sacerdos》にも見いだされる。この勅令は、「インノケンティウス三世の改革的諸命令にやうに一般的な方式を与えた」ものとされ、また、セイジゼ、notorium に基く手続の他」) per accusationem · per denuntiationem · per inquisitionem と「ハリ方式による (tribus modis) 手續がそれに先立つてなされるべき手續、すなわちそれわれ (原語がおなづくき「適格な手續」) · caritativa comonijio (波知にしたてなされるべき「慈愛ある手續」) · clamosa insinuatio (高級聖職者へ向けた、被告が「悪評による攻撃されるべきとの訴え出」) もともにあげられ、ハサしてカノン法上の主

説
要な訴訟手続が勢揃いしておるゝの意味でも著名な教令である。しかもくわしく曰く、「何がいか〔下属〕聖職者にて」と、彼〔下属聖職者〕に当然不和となりうるよつたのが高位聖職者の耳に達するときは、彼〔高位聖職者〕はそれを簡単には信用してはゐない。あたゞよく確かめられてしない」とが、彼〔下属聖職者〕を断罪するものゝ「論理を」高められてはならない。やつてはなく教会の首長の面前で、入念に真実が吟味なされねばならない。(diligenter ost veritas perscrutanda)》(X. V, 3, 31)⁹。書簡は、のよへと述べた後で、やがて記す。『あたかも同一人が告訴者に裁判を負ふべきものではない(non tanquam si idem ipse accusator et index)^(E)、もとより評判が生むけるといふに付いて(fama deferente)、あゆこば叫び声が起發するといふに付しがち(denunciante clamore)、彼〔高位聖職者〕の職務上の義務(officii debitum)が遂にされねばならない』^(E)。(X. V, 3, 31)⁹

「おおぜ、一いつのじふがわかる。」とは云々訴訟の開始は「裁判官」ではなく裁判官とは別の「告訴者」によつて
が確認されてゐる。彈劾手続の理念が依然裁判制度にいかに大きな影響力を有してゐたことが理解できる。他の一
つやふゝと重要なのは、『評判』や「叫び声」が「告訴者」の地位に置き換えられ、それが示されてゐる。これは
も、彈劾手続の理念にやまるかぎり離れないよつた試みが、しかも意識的になされてゐるよう見える。以上のうち
に「おおぜいかくし」(おおぜく Licit Heli)と「おおせく Licit Heli」(inter sollicitudines nostras)におけるとは、確かに同
じものが、『公然たる』評判が生むけるといふに付いて、おおせく Licit Heli が幾分違つてゐるのに気がつ
る。すなわち、¹⁰「Licit Heli」では「評判」の訴訟法上の意義がより明瞭になつてゐるのである。周知の通り、《legi-
time inscriptio》——後述の書簡 *<Qualiter et quando>* を参照——の如葉に知られてゐるよつて告訴者に大きな負担を
課した、適格の告訴がかりに提起されなくては、「評判」が存在し「叫び声」があがつてゐる所だ。これに基づ
いておなわれぬかぎりで裁判官の職権による被疑事実の調査は、ばくもカノン法に合致する位置づけられ

るに至つたものである。W. Trusen せりのむりへは、職権による (ex officio) オリナウエル inquisitio famae を認む、「ハーバード」「インハーケンティウス」の審問手続 (Inquisitionsprozess) の導入は全く新たな產物といったのではない。それは、当初は Infamationsverfahren の、小おな——しかし、その作用の点では法外に重要な——修正なものである^(註)と云ふ、彼の主張の一つの大いな根拠をもつて求められてゐる。むねかへーの勅令では、infamia に基づいて手続は《(公然たる) 評判が告発するべし》、あるいは《証言者が告発するべし》がいわば適格の告訴者たる地位を占める手続といつて性格づけられてゐるやうだ。

二六 評判・叫び声がりのもとに辯護だけられてもされぬの根拠とか理由が神聖なるものかねえ。*< Licet Heli >* が次に云うのは参考に値しよう。《叫び声 (clamor) ——これが公然の評判によるものであれ、[高級聖職者に回された] 服属 [聖職者] の度重なる訴え出によるものである (per publican famam aut insinuationem frequentem subditum) ——が高位聖職者 [公爵] に達し、「ハーバード」服装聖職者にて」と、罪の犯されたこととが彼 [高位聖職者] に告げ知らねれるときは、彼は降つて行つて確かめ (descendere et videre) くねじねり、わなねわむだひねれた叫び声に真実が伴つてしるかきつかについて、指示を与えるべき (mittere et inquirere) くねだある「創世記十八章」〔一〕 (X. V. 3, 31)^o。リヒテルは注記したように、旧約聖書の言葉があげられてゐる。この関連で、もう一つ教皇書簡を紹介すれば、*< Licet Heli >* と同じく、第四ラテラノ公會議決議の第八条《審問にて》 (De inquisitionibus)^(註) (= X. V. 1, 24) の典範的なた書簡、一一〇六年 (即時の略記は一一〇四年) にアバズが Vercelli の正教アバズ Abbas de Ticto にあてた『いかに、あたら』 (Qualiter et quando) に次のよくな文語が記してある。*[[審問手続]] 脾格減少、やなわら即時剥奪及び犯罪の生詛 (criminalis accusatio, quae ad diminutionem capitii, id est ad degradationem) が、[状に告訴者にて] 正規の觀念 (legitima inscripicio) が前もってなわれなかねりば詰め*

説
れない。^(四)しかし、そのような犯罪に関する人が悪評を立てられ、いのよつにして大きへすぢに苦ひ声をあげられ
てしる(super excessibus suis quisquam fuerit infamatus, ut in tantum iam clamor adscenderet) ふおほは、わへいれ以
上長くそれを見過すならば間違のきかけとなり、あるいはそれを我慢すれば危険が起まるというようなときは、
瞬時のためにもなく彼の犯罪が調査され、处罚されるために手続が進められるべきであり、それは、憎惡の炎から
ではなく慈愛の気持ちからなれるべきである(X. V. 1, 17)^o もへ少しきの書簡を辿りてじくと、同書簡は「*Licet
Heli*」におけると同じく、高位聖職者がどのように下級聖職者を審問し处罚すべきかについて福音書の言葉を引いて
いるのに出会う。『福音書には次のことが読まる。主人の財産を浪費してくるとのうわさを立てられてゐる管理人
がいて、主人は彼から聞く。『おまえについて私は何を聞いているか。おまえの計算報告を出せ。』わかつおまえは管理
人とはなりえない』〔ルカによる福音書一六の二〕。これに続けてわらひく「*Licet Heli*」の中ドアドに觸及されていたと
同じく、*Genesis XVIII, v. 21* が引用されてゐる。

「いのよつじ」《公然たる》評判が告げぬといふのはよひト」始まる手続もまた聖書の言葉にしせしせその根拠が求め
られていた——インノケンティウス^(五)世が好んで聖書の文句を、しかも盛りだくさんに援用するのは彼の文書の一つ
の特徴ではあつたのだが——。や、うじ、いの Infamationsverfahren の成立事情についてば、かの一〇六年一月の
<Qualiter et quando>がいみじくも「もうこれ以上長くそれ【犯罪】を見過すならば間違のきかけとな」と
きは《瞬時のためにもなく彼【悪評を立てられたる者】の犯罪が調査され》るべき云々と書くように、異端運動の先
鋭化^(四)ことが大きく作用して、いたのが顧みられるべきであろう。同書簡が書かれたのは、頃しむ、教皇特使として南フランスに派遣されていたシトー派修道士 Pierre de Castelnau が彼が破門を下した Raymond VI. of Toulouse
伯の手の者によって殺害され(一一〇八年一月)これを契機に十字軍が宣布・組織され、進軍を見る(翌年九月)ほん

の数年前の「レドン」だ。

しかし、*「Qualiter et quando」* にせよ、詐罪の吉の報は其での開拓された統の態様が *<Inter sollicitudines nostras>* & *<Licet Heli>* に於けるかの如きの堅快に譲われてゐる。相手の如きを紹介しておける業道ではない。且つ、《イリヤの模範》[謹慎の軒轅] から次の「いふが明瞭に承認われ。謹慎〔軒轅〕者のみな。即ち即職者が罪を犯すやう、ゆくやの犯罪が嫉視者や詐罪者たるに付けてはなく、慎重なる人々間に出来し人々にて (a providis et honestis) まわる詐罪する詐判を廻して (si per clamorem et famam excessus eius ad aures superioris pervenerit) 「教誨」[謹慎] 詐罪の事に遭る〔いふばれ〕」吉の報が即座に悪評が公せりゆく (clamor innuit et diffamatio manifestat) 説くは、ただ一回だけではなくたびたび教誨の罪に陥る謹慎者の面前で眞実が吟味なれねばならぬ》(X. V. 1, 17)^o 最後に、*「リヤ」* 既述の書簡 *< Tua nos duxit >* に書かれていた、『彼は [謹慎を抱いて] その風貌のもの聖職者』がそりに混じて出だしてゐるが、その前の良き人々へこのたび回して貰ひゆるのと同様、『品行端正の人々 (honesti)』に属するのである。軒轅に換えれば即ち即職の由とおなじである。《吉の報》や《〔軒〕詐罪》を蒙つたる人間も見だせんやうである。アビツ一般の善え方が暗に表明されることは。

注

(21) G. May, Die Infamie im Decretum Gratiani, in: Archiv f. Katholisches Kirchenrecht 129 (1960) 389 (Anm. 2).

(22) Cf. Wattenbach-Levison, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger, 1953, 72; H. Fuhrmann, Pseudoisidorische Fälschungen, in: HRG IV (1985-1990) 80 f.; O. Meyer / R. Klausen, Clavis Mediaevalis, 1966, 125 (Artikel: Kanones).

(23) infamia は如き publica fama と云ふ Gratianus は即ちハルトケン | ハルトケン | ハルトケン | F. Ebel / G. Thiel-

- naun, Rechtsgeschichte, 1, 1989, 153-54 ものと C. 6, Q. 5, dictum p. c. 2, «Hoc autem seruandum est, quando reum publica fama non uexat. Tunc enim auctoritate eiusdem Gregorii propter scandalum removendum, famam siam reum purgare oportet» やる程。」(アレクサンデル・エーベルハルト著「中世の法と法の歴史」の翻訳は原題は「アレクサンデル・ヒンシュス, System des katholischen Kirchenrechts mit besonderer Rücksicht auf Deutschland, Bd. 5, 1893 [Ndr. 1959] 346 [Ann. 2]) もう少し、教會に infamia が存在するべきであるとの考え方などもあれば、その意味で、Pseudo-isidorianus は「聖職者や枢機聖職者や司鐸などではない者」、Gratian は「高級聖職者に不本意な謗讟をされた者」、Pseudo-isidorianus は「Pseudo-isidorianus は (homines)suspecti, すなはち infames が司鐸などではない者」(たゞし) P. Landau [Fn. 92], 18 [Ann. 75, 76]) も Gratian は infames は「聖職者などにむけた謗讟・誹謗のことを禁めたもの」。
- (23) G. May, Die Anfänge der Infamie im kanonischen Recht, in: ZRG(KA) 47 (1961) 93 (Pseudo-isidorianus は「聖職者などにむけた謗讟」、「聖職者以外の教徒に対する Isidor 遺稿の記載の上に連想したこと」(誤出版本「聖の教訓」[「大正元年」] 1-丸1-1頁) からなる。
- (24) J. H. Wigmore, A Panorama of World's Legal System III (1928), 935 (a), 971 (a).
- (25) ハウベー著「世界の法の歴史」(中訳本「世界の法の歴史」)の翻訳は「W. Trusen (Fn. 114), 175-187 に詳しく述べてある。」
- Gratian は「聖職者」 P. Landau(Fn. 92), 17 [Ann. 71, 72]-18. Landau は「枢機聖職者」の翻訳は infamia は purgatio canonica の翻訳である。(S. 18 [Ann. 74]) もう少し、ローマ法における infamia は訴訟法的效果との関わらぬ點に注目すべき。G. May (Fn. 124), 79-83 やる程。
- (26) C. A. Lucke, Raimund von Penaforte, in: HRG IV (1985-1990) 1:3 ff.; J. F. v. Schulte (Fn. 6), 408 ff.; G. Silano, in: DMA 10 (1988), 266.

(28) 森原隆 「司教権制における教権と空運」『ヨーロッパ・キリスト教史』(1971) 一九九頁以下、ナ・トベタ
ケ・ハ・トベタ (本義記述) 「司教権制」(一六七四) + 1 頁 cf. A. Erler, Inquisition, in: HRG II 370 (c. 9 X
de haeret. 7).

(29) ジャン・トマセ『神の代理へ (vicarius Dei)』(1962) R. W. Carlyle/A. J. Carlyle, A History of Mediaeval Political Theory in the West, vol. 5, 1962, 152 mit Ann. 6, 156 Ann. 5; F. Kanlorowicz, Kaiser Friedrich der Zweite, Erg.-Bd., 3. Aufl., 1986, 20; H. M. Schaller, Die Kaiseridee Friedrichs II., in: Vorträge und Forschungen 16 (1974), 125 (Ann. 60). ナ・トベタ (聖劍文正編) 「母なるヨーロッパの政治理論」(一六八三) 105頁 (ナ・トベタ
聖劍文正編)。

(30) ヨーロッパの書簡が初回 Raimund によって <Liber Extra> に収録されたのは、ナ・トベタ (ナ・トベタの最後
論文) に記載される。成り立てるの目論みは、ヨーロッパの法典成の原本として現在なお権威ある Corpus Iuris Canonici によって
螺螂 E. Friedberg (1837-1910) によって補充された (マニラハク船内) が目論むかなかった。ヨーロッパ <Ad abolendam>
ヨーロッパ 法の本體は本邦から起の書簡にて示す Friedberg が、いつた助力を取ててヨーロッパを記して貰った。

(31) Cf. W. Ullmann, The Growth of Papal Government in the Middle Ages, 1970 (3. ed.), 364 (civic consequences).

(32) Concilium Oecumenicorum Cœcta. Curantibus Josepho Alberigo u. a., 1962, 209-211. <ハニーネ・マントハニーネ 聖
フランシス教父書簡叢書』(一六七四) 101 頁。

(33) J. Fr. Böhmer, Acta Imperii Selecta, 1870 (Nr. 1967), 666. Vgl. Ch. Lea, Geschichte der Inquisition im Mittelalter. Autorisierte Übersetzung, bearb. v. H. Wieck/M. Rachel, Bd. 1, Nördlingen 1987, 363 (In Italien).

(34) Cf. O. Hagededer, Studien zur Dekrete "Vergentis" (X, V, 7, 10), ZRG (KA) 49 (1963) 167 (Ann. 91). また、
カタニ派の聖司「聖司」即ち「聖職者」は、司教権の「司教権 perfecti」はヨーロッパ「聖依頼 credentes」が「まだ教慰礼を受けたばかり」やの本質は「聖依頼」であった。したがって「カタニ派が広

説

く一般人に適和やあた理由は臨終授札の便法にあつたが、臨終授札の作出す最依者の地位はわいに進んで積極的な社会的機能を發揮した」(四四七頁) もじねだらうめのせ、本文もその趣意で重要なおふか。

(三) なお、ハーベルト・マウトハウ(玉崎澄男・梅津道志編)「キリスト教公会議史」(一九六七)九一頁、「ハヨー・バッハノンハ羅(註三)」〇〇〇頁参照。

(三) O. Hagededer (Fn. 134), 147 mit. Ann. 35, 148 (Ann. 36).

(三) 以上諸市田ば、概要、前掲(註一)三六八頁以下、二二一頁以下、および渡辺、前掲(註四)、一〇四頁。

(三) 稲、前掲(註一)二〇頁(註五)。

(三) 同牧都の、カタリ派の共敵に立ち、トニー・ニニヤヌ・クート(小山田丸・小西邦選編)「ヨーロッパ精神史」(一九八一)一七頁。

(四) W. Trusen (Fn. 114), 191 (Ann. 87); D. Oehler, Zur Entstehung des strafrechtlichen Inquisitionsprozesses, in: Gedächtnisschrift f. Hilde Kaufmann, 1986, 849 (Ann. 10).

(三) <→ 龍掲(註三)八九頁。Cf. A. S. Turberville, Heresies and the Inquisition in the Middle Ages, c. 1000-1305, in: The Cambridge Medieval History, vol. 6 (1929), 717(difamatio of the locality); H. Ch. Leaf (Fn. 133), 350-351 (Ann. 1). たゞ、W. Trusen (Fn. 114), 212 (Ann. 138); Sendverfahren.

(三) Cf. O. Hagededer (Fn. 134), 153 (Ann. 54).

(三) C. H. Haskins, Robert Le Bougre and the Beginnings of the Inquisition in Northern France, in: American Historical Review 7 (1902) 450 (n. 9). 豊米謹川「劉羅」『主張の歴史』一九六二、二二一頁以下、Bougre やく、スルニシテザ、二二一頁以下。A. Erler (Fn. 128), 372-73 (Le Bougre)。

(三) E. Cheron, L' herésie à la Charité-sur-Loire et les débuts de l'inquisition monastique dans la France du Nord

- au XIII^e siècle, in: *Revue historique de droit français et étranger*, Ser. 3, vol. 41 (1917) 303 (n. 1) et suiv. ; L. Kolmer, *Ad capiendas vulpes. Die Ketzerbeträufelung in Südfrankreich in der ersten Hälfte des 13. Jahrhunderts und die Ausbildung des Inquisitionsverfahrens*, 1982, 50 (Ann. 80) f; W. Trusen (Fn. 114), 191 (Ann. 88).
- (12) ベーヘトハトマニヨン Inquisition とめへに辟謫和' なみべくへ種級別謫和の法律化 (ト級別謫和の実務の発展と指し、) その彼の教祖改憲 Reform der Kirche を極めた) シリエードルトナリスニロト F. A. Biener (Fn. 83), 40 (Ann. 4); W. Trusen (Fn. 114), 203 (Exzesse der Prälaten), 211 (Ann. 122, 123 u. höheren Klerus).
- (146) Cf. R. Schmidt, *Die Herkunft des Inquisitionsprocesses* (S. A. a. *Festschrift d. Univ. Freiburg*), 1902, 85 (Ann. 2).
- (147) Cf. L. Kolmer (Fn. 144), 52 (der Entschluss).
- (148) P. Fournier, *Les officialités au moyen âge*, 1880, p. 266 (n. 1 et 2). ハーネルヒ (釋 起訴) 「ハーネルヒカハ
起訴論理解説篇 (1)」『母國法上之羅合の釋』MLF Art. 29 ハーネルヒカハハ母國の釋解説篇 <Tronca Heinrici> c. 16: «qui in infamia.....laborant» エリセウス・ハーネルヒ著
- (150) W. Trusen (Fn. 114), 213 (Ann. 139).
- (151) W. Trusen (Fn. 114), 194 (Ann. 99).
- (152) 画の幅狭せよドリ C. 2, Q. 1, dictum p. c. 16 ハーネルヒカハハ母國の釋解説篇
論述の母國の選定 (1)「羅合起訴」 1116 (14世紀) 11回目 (社) 1111) 総説。
- (153) カーナギモルヒ出人り人。羅人一入ださドリ probatio semi-plena しかれねど。ロシキテラ fama ハーネルヒ
回し。半羅合出人り人。羅人一入ださドリ purgatio canonica と點出
スリムリス。R. C. van Caenehem, *History of European Civil Procedure*, in: *International Encyclopedia of Comparative Law*, vol. 16, o. J., 20 (probationes plenaes).

- (15) P. Fournier (Fn. 148), 262 (n. 1).
- (15) Vgl. P. Hinschius (Fn. 122), 351 (Ann. 5); C. Lafabvre, Procédure, in: Dictionnaire de droit canonique, t. 7 (1965), col. 294 (partia voix publique); Th. Bühler-Reinmann, Enquête-Inquesta-Inquisitio, in: ZRG (KA) 61 (1975), 60 (Ann. 62); O. Hageneder, Die geistliche Gerichtsbarkeit in Ober- und Niederösterreich, 1967, 255 (Ann. 35).
- (15) P. Fournier (Fn. 148), 272 (n. 3). インクвизシオニスムの歴史とその影響 F. A. Biner (Fn. 83), 52 (keiner Gewissheit); E. Friedberg, 裁罪神父の歴史と権力構造 purgatio インクвизシオニスム F. A. Biner (Fn. 83), 52 (keiner Gewissheit); E. Friedberg, Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts, 6. Aufl., 1965, 335 (f.e.). cf. Erler (Fn. 128), 372 (c. 13-7 X de haeret. 7).
- (15) P. Fournier (Fn. 148), 270 (purgatio canonica); A. Esmein, Histoire de la procédure criminelle en France et spécialement de la procédure inquisitoire depuis le XIII^e siècle jusqu'à nos jours, 1892, 77 (n. 1); H. F. Reine, Kirchliche Rechtsgeschichte, 5. Aufl., 1972, 440 (Reinigungseid mit Helfern).
- (15) インクвизシオニスムの歴史とその影響 F. A. Biner (Fn. 83), 52 (O. Hageneder [Fn. 155], 255 [Ann. 36])。 オットー・フォン・ロルンドルフ Otto v. Lonsdorf (1254-1265) の裁判過程を記述する (O. Hageneder [Fn. 155], 255 [Ann. 36])。
- (15) Cf. L. Kolmer (Fn. 141), 56 (Ann. 114)-58 (Ann. 127).
- (15) P. Fournier (Fn. 148), 268 (n. 3); F. A. Biner (Fn. 83), 45 (Ann. 14)。 インクвизシオニスムの歴史とその影響 F. A. Biner (Fn. 83), 46-47。 インクвизシオニスムの歴史とその影響 F. A. Biner (Fn. 83), 46-47。 インクвизシオニスムの歴史とその影響 F. A. Biner (Fn. 83), 46-47。 インクвизシオニスムの歴史とその影響 F. A. Biner (Fn. 83), 46-47。
- (15) Cf. F. Zechbauer, Das mittelalterliche Strafrecht Siziliens nach Friedrichs II. Constitutiones regni Siciliae und den

sizilischen Stadtrechten, 1908, 247 Ann. 2; P. Hinschius (Fn. 122), 359 (Ann. 2).

- (13) E. Jacobi, Der Prozess im Decretum Gratiani und bei den ältesten Dekretisten, ZRG (KA) 3 (1913) 318 (Ann. 1).
- (14) ルセ・前掲(註2) 111頁(註11)。
- (15) ルセ・前掲(註2) 111頁(註1)。
- (16) A. v. Kries (Fn. 111), 203.
- (17) H. Holzlauer (Fn. 47), 1475 (Seit 1186).
- (18) W. Trusen (Fn. 113), 71 (notorium).
- (19) P. Fournier (Fn. 148), 269 (n. 1).
- (20) 『clamosa insinatio』 ルセ・前掲(註2) < Licet Heli > も参照され(本文後述)『publica fama』・『insinuatio frequens subditorum』 ルセ・前掲(註2) 19° inquisitio は「公的な審問」、19°が特定の個人に対する公的審問である(R. Schmidt [Fn. 146], 86 [Ann. 3])。
- (21) W. Trusen (Fn. 114), 195 (Ann. 104); F. A. Biener (Fn. 83), 39 (Ann. 1).
- (22) C. 2, Q. 1, dictum p. c. 17 ルセ・前掲(註2) 19°
- (23) Cf. P. Fournier (Fn. 148), 269 (n. 3); F. A. Biener (Fn. 83), 46 (Ann. 17, 18). 24°が前掲(註2) D. Oehler (Fn. 140), 849 (Ann. 11) - 851 ルセ・前掲(註2) 19°。
- (24) Cf. P. Fournier (Fn. 148), 269 (voix publique).
- (25) W. Trusen ルセ・前掲(註2) 19° inquisitio famae ルセ・前掲(註2) F. A. Biener (Fn. 83), 49 Ann. 24; K. Hildebrand, Die Purgatio Canonica und Vulgarius, 1841, 132 (☆☆); A. Esmein (Fn. 157), 75 ルセ・前掲(註2) 19° 「verebabili fratri nostro Cabillonensi episoco....inquisitionem famae tuae duximus committendam» (X. V, 1, 14) ルセ・前掲(註2) 19°

説
(16) W. Trusen [Fn. 114], 196 (Ann. 106), 210 (Korrektur). イハーブた處端は大抵、ややこしくて表明せられた。(たゞ
アーヴ A. Esmein [Fn. 157], 75 [n. 4]; F. Zechbauer [Fn. 162], 189 [Anstoss])^o やむべく、F. A. Biener
(Fn. 83), 40 に inquisitio と infamia と端で「既に世間はだね、て御墨つた」も見えていたのはたゞ、infamia の世間
の輿論端は、必ず其の上にあらゆる事実がおさへられる事だ。

(17) 輝煌 (空) 遺稿 p. 213-15. ューハ・輝煌又 D. Oehler (Fn. 140), 851 (Ann. 13) - 852 と記す。

(18) Cf. A. Esmein (Fn. 157), 75 n. 4; P. Fournier (Fn. 148), 269 (n. 4); W. Trusen (Fn. 114), 206 (Ann. 129); R. v.
Hippel, Deutsches Strafrecht, 1925 (Ndr. 1971), 87 Ann. 6.

(19) いの圓底の轟み方には、E. Friedberg (Fn. 9), col. 738 mit Ann. 16 など legitima inscriptio と書く A.
Patschovsky (Fn. 11), 674 (Ann. 100); D. Oehler (Fn. 140), 849 (Ann. 12).

(20) Cf. F. A. Biener (Fn. 83), 52 (Degradation); E. Friedberg (Fn. 156), 335 (degradatio); H. E. Feine (Fn. 157),
440 (degradatio).

(21) denuncatio と inquisitio の區別は、必ずしも「抵抗の遺聞」たるに、原因から公的議決議八条で最後の出
手として示す。即ち、マハヘト、ハト、マハベゼ、リサガハニ、「監視の精神」を基にした「inquisitio と理由つけたる異
端の審査」である。これは監査の文書に基づかず、たなむかじる (F. A. Biener [Fn. 83], 40 [Rechtfertigungen], 47
[biblische Stellen])^o と云ふ A. Esmein (Fn. 157), 75 (n. 1) がこの点で、20世紀の inquisitio を依據して云ふの
が、実際のところは、教皇の「全権力 (la toute-puissance papale)」による由来ある「監督權 (le droit de surveil-
lance)」である。

(22) たゞ、前掲 (注) は「實注四九」、回教皇の「異端対策の基本的枠組を形成した」と述べて却て異端が掲げられて
いる X. V. 7, 12 (一一九九) を参照。

(23) ベハーナト・マクスによる Inquisition の導入と異端運動との關係は興味を示す問題である。
アーヴ F. Biener (Fn.

83), 41 (Dagegen) - 42 が Inquisition は異端の鎮圧を目的として設けられたのではなく、むしろ逆であった（「個別現象は單なる神聖な権力によっては理解されない」）。前掲（注 11）111 頁（注 177）せりべんは別の見解によると、それは「思われる。」の問題——「これについては、やつあたつて、W. Trusen (Fn. 14), 211 (Ann. 136) - 213 (Ann. 141) を参考にならう——ヨーロッパでは立派に入りこむべきではない。ただヨーロッパはむしろ中世の裁判所による裁判プロセスであり、その回一規則は、（）の瓶にこじて、H. Mittel, Beaumanoir und die geistliche Gerichtsbarkeit, in: ZRG [KA] 4 (1914), 341 [Ann. 225] による、異端者に対する半統合的出発の訴訟手続ではある。Inquisition や羅僧院は Ketzerprozess ではない——ヨーロッパでは立派に入りこむべきではない。ただヨーロッパはむしろ中世の裁判所による裁判プロセスである」とある。

（23）非基督教のヨーロッパの裁判手続は、R. Schmidt, Die Herkunft [Fn. 146], 88 [Ann. 1] ; W. Trusen [Fn. 114], 213 [Ketzerinquisition] ; D. Oehler [Fn. 140], 846 [Der Geistliche] の図によれば、他方で、聖職者がカタリ派異端に共感を示していた事実がある（前注 23）もすれば、イハノケンハイウスの核心的目的であった聖職者の使命には Inquisition が羅僧院の役割は果たさないと見なければならぬ。——（）瓶 L. Koltner [Fn. 144], 63 [Ann. 144] は同趣旨の癡想ともいふ——、異端運動時代から即ち該時代の「羅僧院」の觀點から無縫の関連を持つわけにはいかないであらう。第四回トロヘム会議の決議 c. 3 (X. V. 7, 1387) によれば、異端者にたゞすむ一般審問 Generalinquisition を規定して、H. Dilcher [Fn. 43], 225 [Ann. 141]。最後に D. Oehler [Fn. 140], 861 も Inquisition の成立問題は史料に依拠できるものではないことに少なく、したがってむしろ多くは、「時代の諸要因」——教皇的、經濟的（聖職売買 Simoniie は本質的に経済犯罪であった）、社会学的、人的諸関係、また権力構造など——との関連で追究されねばならないと認める。今後の研究にとって、銘記すべく御覧解あらへ。

(24) Charles Petit-Dutailly, The feudal monarchy in France and England, 1964, 278; J. Le Goff, Das Hochmittelalter (Fischer Weltgeschichte 11), 1965, 246. ナー・テヌタヌ前掲（注 23）+ 11 頁以降。

五

一七 フリードリヒの諸立法中最初に異端を対象とした法は、一一〇九年十一月二二日、イタリアにおける支配権を彼に与えやがてロンバルディア都市と教皇とにたゞし生涯をかけての闘争に向かわせる「」になる皇帝戴冠にわざしてローマにおいて発せられた^(註)Constitutio in Basilica Sancti Petri > C. c. 6 および c. 1 やおの。のちにフリードリヒは一一三九年二月二〇日ケンカッカス九世 (+1241) により再び破門に處せられ、おりしも「」の日、一一六年来彼につねに扈従し彼の最初の破門にわざしその赦免のために骨を折った友、そして同時に教皇の助言者でもあつたドイツ騎士修道会第四代総長 Hermann von Salza が Salerno で病没、これにて中世カトリック世界の一大支配者の間の闘いは和解しがたいまま最終段階を迎へる。一一三九年破門されていくばくも無い「」の皇帝は、かつて戴冠を受けた土地ローマを《帝国の首都 (Romana caput imperii)》と呼んで「永遠の都」にたいする教皇の専制的支配権に異を唱え、帝権と教権との同格性を主張する。だがしかし、当時エルサレムの尊選という「宗教的」理念に包まれていた老教皇ホノリウス二世による聖ペトロ寺院での皇帝戴冠の一〇一〇年、同じローマにおいて発布されたかの戴冠法の、異端に関する両箇条は(戴冠法自体と同様)明々かに教皇側のイニシヤチブによつておりその雛型は教皇庁にて前もって用意されていた。それは、教会のために皇帝フリードリヒがキリスト教世界の一方の支配者としての職責を果たし、これによって帝権の名譽ある義務を尽くそうとするのを表明するものであった。六年後にホノリウスは教書 Novae Causarum (一一一六年一月) らむいて「四」の教令集をヨローリア大学の (Canonicus である Archidiaconus やおの) Tancredus (+1234/36) に送付す。^(註) これがまさに Compilatio quinta の中に、かの戴冠法全体が、

しかも唯一の教皇に由来しない法令として挿入された。異端箇条を含む *Krönungsgesetz* の全体がそのような処遇を受けるに至った所以は右のような戴冠法の由来を知ればおのずと理解が可能となる。それは、教会主導のもとで帝権と教権の合 *unio imperii et ecclesiae* をはかりつとく教会側のアログラムに他ならなかつた。^(註) しかし他方で、ボロー^(註) ニャの法学者に対し、戴冠法の諸規定を *Authenticae* として *Codex Justinianus* 中の関連箇所にそれぞれ挿入すべしと命じたフリードリッヒ^(註) は「アーヴィング」によればロハベルティア都市問題について教皇が抱いたのとは異なる意味においてではあるが、やがて *unio* は、帝権にとっての利益を見出だしていった。

ボーリウスが *Compilatio quinta* の編纂に参画して戴冠法を右のように取り扱つに至つた理由は、c. 6, c. 7 に限りていえばその範本関係からもよく理解できる。全帝国に向ひされ、しかしながらわけてロハベルティア諸都市に照準の用ひられたこれら異端箇条のうち、冒頭部分において potestates 及 consules 及 rectores など都市の公職に就く者は誰であれ就任に当つて「異端者として教会によるて誣惑を挙げられたる者すぐれども、最上の誠実をもつて、人々の前で、かれら〔公職にあるもの〕の裁判権に服する土地から追放する」と誓約をなさねばならぬと述べる c. 7 はほぼ全文の文脈が、第四 Laterankonzil^(註) の a. 3 中にあるものなのである。そしてこの a. 3 そのものはイノヘンティウス^(註) の書簡 *Vergentis in senium* に大きく依拠してこたつことは既述（前節）の通りである。しかし c. 7 には、異端者を援助する者が破門を受けて一年以内に罪を償わぬときは《法律上当然に不名誉なるものと見なされるべし (ipso iure sit factus infamis)》としての罰則が採録せられてゐる。また c. 6 や *« Chalutri »* とも *Patarini* あれ、*Leonistae* や *Speroni* や *Arnaldistae* や *Circumcisio* であれこれらのものが既に既に記述のすべて異端者で、勝は永久に不名誉なるものと決を軽ん渡し非難して、トビミ取らる *(perpetua dampnarus infamia diffidamus atque bannimus)*。」のものが者の財産は没収されるべしである (*bona taliū confiscentur*) もさや彼らに

説
は戻^ハなこゆると見なし、したがつて〔黙認地〕既^ハは彼^のの相続財産を取得しえな[。] (filii ad successionem eorum pervenire non possint)⁹ けだし、永遠的主権を犯すのは現世的主権を犯すのに比ぐべ格段に重[。] [罪に値する]
もの (longe sit pravius eternam quam temporalem offendere maiestatem) だから¹⁰ と述べられる。¹¹ 今、《永遠的主
権を犯す》 (longe sit pravius eternam quam temporalem offendere maiestatem) だけ¹² と記された <sup>(secundum legitimas
sanctiones)</sup> 惩罰¹³ やけようとした ^(Vergentis) に記¹⁴だされる文書¹⁵だ。 『perpetuum damnationis
infamia』¹⁶ 云々のば、ルキウス¹⁷の勅令^(Ad abolendam)に¹⁸われ¹⁹ 『perpetua infamia condemnatos』 (前略) から
そのままで引かれてきた表現である²⁰。 ただ、『皇子²¹は彼らの相続財産を取得しえな[。]』 と記²²されたのは新しい文
書のようである。 いずれにせよ、戴冠法の異端箇条は教会の意思に全く添うもの、あたかもカノン法の一部分のよう
く、全キリスト教世界に妥^ハまわるものであつたのは間違いない²³。

ここで、フリードラッセの上記²⁴ *Krönungsgesetz* c. 6, c. 7 以後の異端法として、(1) 1111年1月にローバル
ディアにおける異端に対し Catania で発せられた法——「アドレナ注目すべき」——、異端は火刑、舌の切断刑に処
せられ⁽²⁾ている——、そして(2) 1111年1月11日、およひヨリ古年11月に²⁵ずれ Ravenna で出され、とくにムイ
ツを的にした法、最後に(3) 1111年5月から翌年1月にかけて Cremona と Pavia で布²⁶され、こずれも前代の法
を確認した三つの法——(4)の確認⁽⁵⁾、(6)6月1日 (K. v. M. [後述] G. I. 1 参照²⁷)、(7) 1月11日
(8)の確認⁽⁹⁾——があつた。右の(2)以降の諸立法の基底にあつた觀念もまた *unio imperii et ecclesiae* に求められるが、
この点についてはよい指標となるのは²⁸である。 これは主に(3)を確認したものであつたが、新たに(1)の法が付加され
た。 その(1)——他の(1)について後述——は Phalaris やその隣臣者など支援者の家屋は破壊されるべき¹⁰ことが
見えて¹¹、(1)の「*imperium*」は、1111年6月1日五日トリール大司教¹²のグレゴリウス九世の書簡 (前節) に掲げら

れていたローマ元老院議員 Annibalde 制定の *constitutiones* の中に次のように見いだされるのである。《何ひとつ [ローマ] 市民が無分別な冒險にかられて何ひとか異端者をそゝにあえて置つた彼の家は復旧のいかなる時もかへられない」となく土台から破壊されべし》⁽¹⁾。一一三一年の、本節で考察の対象とする *Liber Constitutionum Regni Siciliae* における異端法規 (lib. I tit. 1 u. 2) よりも、既述のとく一二三九年三月の、教皇権との関係の決定的な破綻によって終焉を迎えるものの、後にインノケンティウス四世など諸教皇によって確認され、イタリアやフランスなどヨーロッパの諸国家・都市に大きな影響を与えた、フリードリヒのとくのうな一連の異端立法の流れの中に位置を占めているものなのである。

二八 フリードリヒ一世みずから *Liber Augustalis* と號⁽²⁾つけ、ある⁽³⁾は近世以来 *Konstitutionen von Melfi* と號⁽⁴⁾されたこの法典 (全三書)——以下では、K.v.M. と略記——は、四年後マイントで発せられたラテン語文 MLP における同様に、教会に関する規定から始まり、ついで平和法・フェート法以下に及ぶといふ構成をとつていて。ちなみにこの立法の浩瀚⁽⁵⁾は MLP と比べぐくもないが。ともかく MLP c. 1 に見いだされる《教会の特権と法 (libertates ecclesiastiarum et iurarum)》の促進については、K.v.M. はすでに序文で謂つている。《キリスト教の母たる聖なる教会を、信仰を軽視する者のひそやかな不誠実によつて、辱めることは許されることなかるべし》。続けて述べる次の文章は注目に値しよう。《[王と諸侯とは誰であれ] それ [教会] を、公然たる敵視者から、世俗の剣の力によつて [これが] 達成されるように保護し、そして (alique) 人民のためには平和を (pacem)、かつ平和がもたらされた [後の] 同じこれらの人々のためには [もふに] 正義を (iustitiam)——これが [平和と正義] はあたかも姉妹のとくに相互に抱かれ合わねばならない——可能なかぎり保持すべし》。いふからば、pax et iustitia の実現という重要な、統治者の伝統的な職務のことが記されているばかりでなく、教会の保護が王国民の平和と正義とに優先するものと見なされていたこと

説がうかがえる。とするならば、K.v.M.における異端法もまだ *unio imperii et ecclesiae* の觀念に基づいていた。論し、「中世における最も興味深い現象」⁽¹⁾ もとかく名づかれた「フリーメンリヒ」⁽²⁾の意味ではあくまでキリスト教的中世の一支配者、と、うよりは「中世の完成者」であった。G. Wolf によれば、フリーメンリヒは「国家的なゆゑの在職者やおおむね精神に到る限度すれすれまでに高揚し、必ずからを神とキリストにたゞで田口の帝国を *imperialis ecclesia* として見た」。⁽³⁾ しかし、彼は「眞実、わしかすると、およそ西洋が生んだ最も不寛容な皇帝であった」(E. Kantorowicz) といわれぬじゆじゆだ。

だが他方では、フリーメンリヒの異端法は、いよいよ、全キリスト教徒に向けて適用せられた。したがって教皇的理理念ではなく、彼が教皇にたいしその擁護のために闘った「自立的世俗國家の理念」⁽⁴⁾を表明するもの、この理理念を体現した彼の国家シチリア王国の中で実施されるべく官僚機構——しかも苛酷ともいえるほどに規律づけられた——の手に委ねられるものであった。かくして、⁽⁵⁾教会は俗人と並んでただ國家の保護内の存在と化し、異端は《国家犯罪 (publica crimina)》(I, 1)、すなわち国家的訴追の対象となる犯罪に任命されていく。⁽⁶⁾ M. J. Odenheimer は、中世盛期以後世俗権力による立法が出現するに際してそれがキリスト教会の法理令——自然法と立法原理——に手がかりを求めた事例として、教会において現れた慣習法理論 (すなわち *consuetudines bona, justae et rationabiles et iusta consuetudo* との区別)・平和運動 (*treuga Dei*) とともに、異端対策をあげている。⁽⁷⁾ 元来聖界内部の問題であつた異端問題が教会側の要請によって世俗権力の助力を求められて行く、⁽⁸⁾これが世俗権力の異端立法に活動の動機を与えるに到り、こうして異端の問題が大きな一つの契機となって国王の立法が教会理論を背後にしつて登場するのである。「ローマ時代以来最初の異端者に対する行政的立法」⁽⁹⁾は、一一六六年ヘンリー一世の *Assize of Clarendon* にあるものといわれているが、ともかく、以上の意味において、K.v.M. の異端法規に典型的にうかがえる、異端法のこうしたいわば

世俗化国家化過程による社田がおさなうなニードおひへ。

然

(18) 麻村 (74)° cf. A. Wolf, Die Gesetzgebung (Fn. 10), 568 (Ann. 13).

(19) B. Koehler, Hermann v. Salza, in : HRG I 96-98 ; H. Heimpel, Hermann v. Salza, in : Die Grossen Deutschen 1 (1956), 171-86. ハヤハグル (宣詔書毛詔) 「人臣の現世」 (1年7月) | ○即眞云ナ。宣詔書毛「シテハ中世後期の主

既に (1年7月) カクノ眞云ナ。

(20) H. M. Schaller (Fn. 29), 128 (Ann. 78).

(21) Cf. P. Andrieu-Guitrancourt (Fn. 6), 754-55.

(22) H. Dilcher (Fn. 43), 51 (Ann. 344) ; H. E. Feine (Fn. 157), 286 (Ann. 16).

(23) Cf. O. v. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, III, 1881 (Ndr. 1954), 526 (Ann. 20 [Einigkeit von rugnum et sacerdotium]).

(24) K.-V. Seige, Die Ketzerpolitik Friedrichs II., in : Vorträge und Forschungen 16 (1974), 317 (Ann. 13), 318 (Pro gramm), 319 (Ann. 19), 321 (unio), 331 (Ann. 57). ハヤハグル J. Le Goff (Fn. 184), 247-48 (Zusammenarbeit zwischen Kirche u. öffentlicher Gewalt [der weltliche Arm]). Friedrich II. の異端立派を實へ精神が教會の要求に従順か不従順かの如き問題 F. Zechbauer (Fn. 162), 239 (Ann. 6) が指摘つてゐる。

(25) K.-V. Selge (Fn. 19), 320 (Ann. 21) u. 320 (politischen Akt) ; W. Trusen (Fn. 114), 220 (Häretikerbekämpfung).

(26) はやハヤハグル 政治的敵対者たるローバハベント 市を標榜する Keizer ハヤハグル ハムラニヤルサルの抗議を標榜するが (H. M. Schaller [Fn. 2], 42) ハ K.v.M. 施帝後は起きた Messina と Siracusa の市民の反乱に際しては、首謀者を異端者呼ぶがわら、繰り首おもこせ火刑に処し、これに伴ひて幾つかの小市を全壊せしる市民を他所に移

世界史 (H. M. Schaller [Fn. 2], 44 ; H. Nette [Fn. 2], 65)°

(㊂) 「**レガトニス**」の説明は「新開港（海港）からへ公私通商が可能」（『大日本』）には「貿易」。新開港は「他の貿易やせなべ」あらゆる貿易を無差別に禁田の対象とする。新開港は新たなる貿易に准入た」。レガトニスの定義。異端者を列挙する Constitutio Gregorius IX. (X. V. 7, 15) や教誥 (A. Erler, Ketzerei, in: HRG II 711)°

(㊃) Cf. K.-V. Selge (Fn. 191), 319 (Das Ketzergesetz) f.

(㊄) O. Hugeneder (Fn. 134), 144 (Ann. 22) と 145 (Ann. 23) に記載された Honorius 424 の Arcadius 帝の命令 Quisquis (Codex Theodosianus [15 February 438]) 9, 14, 3 ; Codex Justinianus [7 April 529] 9, 8, 5) より推測。この医療 R. v. Hippel (Fn. 178), 89 (Ann. 4) をもじて Inquisition が改めて用いられる。傳説など、日本にいた ドン・レガトニス R. Schmidt (Fn. 284) が医療行為の後、火を吹きつけられたのを主張するが、これは誤り。

(㊅) Vgl. F. Zechbauer (Fn. 162), 242 Ann. 3 ; W. Trusen (Fn. 114), 220 („Vergeritus“).

(㊆) Cf. H. E. Peine (Fn. 157), 441 (Ann. 2) ; A. Erler (Fn. 128), 373 (Feuertod). そのトマス・クランヒ (註釈) は「**レガトニス**」の概念を認めたが、誤謬的く火刑導入の起因説を認めた K.-V. Selge (Fn. 191), 324 (den Feuertod) ff. は誤り。

(㊇) MG Const. II, Nr. 100 (p. 126-27), Nr. 157 (p. 195), Nr. 158 (p. 196-97), Nr. 209-211 (p. 281-85), cf. A. Wolf, Die Gesetzgebung (Fn. 10), 569 (Ann. 3-6).

(㊈) 「**レガトニス**」の説明は J. Ficker, Die gesetzliche Einführung der Todesstrafe für Ketzer, MiÖG 1 (1880), 190 で述べられ、アーティコロジーとしての古代 germanischer Rechtsbrauch が 19 世紀にまで続いた。

(㊉) Vgl. Biener (Fn. 83), 61 (Ann. 67) - 62 (Ann. 70) ; H. Ch. Lea (Fn. 133), 359 (In einer Reihe)-362 (Ann. 2) ; K.-V. Selge (Fn. 191), 321 (Ann. 24) ; A. Erler (Fn. 128), 373 (Register).

ノルマの概念について（二）

- (202) H. M. Schaller (Fn. 2), 40 (ein Gesetzbuch) は H. M. Schaller [Fn. 129], 121 [Ann. 47] が Liber Augustalis des Königs, 1990, 120 (Ann. 43); H. Dilcher, Juristisches Berufsethos nach dem sizilischen Gesetzbuch Friedrichs II. von Hohenstaufen, in : W. Wilhelm (Hg.), Studien zur europäischen Rechtsgeschichte, 1972, 92 (Ann. 26).
- (203) ベネチア共和国の B. Capasso の著書「*Die Rechtskultur der Republik Venedig im Mittelalter*」(H. Enzensberger, Sizilianische-Rechts- und Verfassungsgeschichte, HZ Sonderheft 7 (Italien im Mittelalter), 1980, 442 (Vat. lat. 6770) や、ホーリー・ローマ帝国の H. Conrad/Thea von der Lieck-Buyken/W. Wagner (Hg.), Die Konstitutionen Friedrichs II. von Hohenstaufen für sein Königreich Sizilien, 1973 に記載される。
- (204) ローマ法の「*Pax et iustitia*」と H. M. Schaller (Fn. 2), 40 (Pax et iustitia); H. Dilcher (Fn. 202), 97 (Ann. 87) - 98 (Ann. 89); H. Hübner, Staat und Untertan in der Gesetzgebung Friedrichs II., in: Einigkeit und Recht und Freiheit (FS Karl Carstens), 1984, 631 (Ann. 15). また F. Calasso, *Medio Evo del Diritto*, I, 1954, 443 (n. 57) が「*法統*」と「*法の統一*」との関連を論じる。
- (205) K. - V. Selge (Fn. 191), 333 (Ann. 62) が E. Kantorowicz の著書「*帝國の構成員*」(1957) に記載される。
- (206) ベネチア共和国の G. Wolf, Kaiser Friedrich II. und das Recht, in : ZRG (RA) 102 (1985) 340 (Ann. 95).
- (207) G. Wolf, Kaiser Friedrich II. und das Recht, in : ZRG (RA) 102 (1985) 340 (Ann. 95).
- (208) H. Nette (Fn. 2), 63 (Ann. 48) が記載される。その他の著書には H. M. Schaller (Fn. 2), 87. cf. K. Hampe (Fn. 12), 384 (Diesseits).
- (209) H. M. Schaller (Fn. 2), 87. cf. K. Hampe (Fn. 12), 384 (Diesseits).
- (210) ベネチア共和国の H. Hübner (Fn. 204), 634 (Ann. 23) が記載される。
- (211) M. J. Odenheimer, Der christlich-kirchliche Anteil an der Veränderung der mittelalterlichen Rechtssstruktur und

an der Entstehung der Vorherrschaft des staatlich gesetzten Rechts im deutschen und französischen Rechtsgebiet.

1957, 46 (Ann. 31), 52 (Ann. 30).

(22) M. J. Odenheimer ジャン・オドネル Saint Louis シテー・ル・サン・ルイ Ordonnance en faveur des Eglises, et contre le heretique du Pays de Languedoc ジャンヌ・ド・ラングドック (S. 52 [Ann. 32]) ルーヴル美術館 Diözese Nîmes ニーム大司教区の入城を許す L. Buisson, König

Ludwig IX., der Heilige, und das Recht. Studie zur Gestaltung der Lebensordnung Frankreichs im hohen Mittelalter, 1954, 133 (Ann. 5) - 134 (Ann. 6) ジャン・ブイソン (ルイ・ルイ・ド・ブルボン) Graf Raimond VII. von Toulouse ルイ・ルイ・ド・ブルボン

ヌーベル教皇選出の宣言書がなされた L. Buisson, 134 (Ann. 7).

(23) Ch. H. Haskins, The Renaissance of the Twelfth Century, 1927, 365. ルイ・ルイ・ド・ブルボン

(ルイ・ルイ・ド・ブルボン)

(24) c. 21 : «Prohibet etiam dominus rex, quod nullus in tota Anglia receptet in terra sua vel soca [: seigniorial jurisdiction] sua vel domo sub se, aliquem de secta illorum renegatorum [: apostate] qui excommunicati et signati fuerunt apud Oxenforde. Et si quis eos receperit, ipse erit in misericordia [: discretion to amerce] domini regis ; et dominus, in qua illi fuerint, portetur extra villam et comburatur» (W. Stubbs, Select Charters, 3. ed., 1876, 145-46). [] ルイ・ルイ・ド・ブルボン